

8. おまとめ積立定期預金規定

1. (預入れ方法)

- (1) この預金の預入れは1口 5,000円以上とします。
- (2) この預金は口座振替によるほか、現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

2. (預入れ預金の取扱い)

この預金への預入れは、次のとおり取扱います。

(1) 預入れ

預入れの都度個別に下記の定期預金としてお預かりします。

- ① 預入日から1か月経過後最初に到来するあらかじめ指定された一定の月日(以下「おまとめ日」という。)を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」という。)または自由金利型定期預金。
- ② 預入れされたスーパー定期および自由金利型定期預金の利率は受入日当日の当行所定の利率(当該期間・金額のもの。以下同様)とします。

3. (おまとめ日の継続方法)

- (1) おまとめ日に満期の到来した定期預金は、後記(5)の方法により、その合計金額をもって1口の定期預金へ自動的に継続します。なお、利率はおまとめ日当日の当行所定の利率とします。
- (2) 前記(1)の合計金額は、利息組入の方法により継続前の定期預金の元利金の合計金額とします。
- (3) 継続後の定期預金の期間は、継続前の定期預金の期間にかかわらず、1年間とします。
- (4) 継続後の定期預金の利息支払方法は、利息組入の方法とします。ただし、定期預金の種類により継続後の利息支払方法に継続前と同一のものがない場合は、当行所定の方法により取扱います。
- (5) 継続の方法は次のとおりとします。
 - ① おまとめ日に継続後の定期預金の元金が自由金利型定期預金の最低預入金額未満の場合、スーパー定期に継続します。
 - ② おまとめ日に継続後の定期預金の元金が自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合、自由金利型定期預金に継続します。

4. (おまとめ日以外の満期日の継続方法)

- (1) おまとめ日以外に満期日の到来する定期預金は、後記(4)の方法により満期日に満期日から1か月経過後最初に到来するおまとめ日を満期日とする定期預金へ自動的に継続します。なお、利率は満期日当日の当行所定の利率とします。
- (2) 継続後の定期預金の元金は、利息組入の方法により継続前の定期預金の元利金の

合計金額とします。

- (3) 継続後の定期預金の利息支払方法は、継続前の定期預金と同様とします。
ただし、定期預金の種類により継続後の利息支払方法に継続前と同一のものが無い場合は、当行所定の方法により取扱います。
- (4) 継続の方法は次のとおりとし、継続された定期預金についても同様とします。
なお、当該期間により以下の判定ができない場合は、当行所定の方法により取扱います。
- ① 満期日に継続後の定期預金の元金が自由金利型定期預金の最低預入金額未満の場合、スーパー定期に継続します。
 - ② 満期日に継続後の定期預金の元金が自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合、自由金利型定期預金に継続します。

5. (総合口座契約が設定されている場合の継続の取扱い)

継続前の定期預金が総合口座取引における貸越金の担保になっている場合も前記3または前記4の方法により継続を行うものとし、継続後の定期預金は引続き貸越金の担保となるものとします。

6. (定期預金の同一性)

前記3または前記4による継続により、定期預金が別の種類の定期預金に継続された場合も、その定期預金は継続前の定期預金と同一性を保つものとします。

7. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は満期日（継続をしたときはその満期日）までに継続停止の申出があったときに、満期日以後に支払います。なお、おまとめ日に満期日が到来する預金に継続停止の申出をする場合は、この預金すべてに継続停止の申出をすることを要します。
- (2) ① 期日指定定期預金は預入時に指定された満期日（以下「当初満期日」という。）を預入日から1年後の応当日以後当初満期日前日までの間の任意の日を指定することにより変更することができ、変更後はその新満期日以後に支払います。満期日を変更する場合は、当店に対し新満期日の1か月前までに通知してください。
- ② 前記①による変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合、または、1か月経過する前に当初満期日が到来したときは、満期日の変更はなかったものとし、当初満期日に前記3または前記4の取扱いをします。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約があった場合は、その残りの部分について前記3または前記4の取扱いをします。

8. (利息)

期日指定定期預金、スーパー定期および自由金利型定期預金の利息についてこの規定に定めのない事項については、各々の定期預金規定に従って取扱います。

9. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または前記3または前記4によらないで書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
なお、期日指定定期預金の全部または一部を解約、または、前記3または前記4によらないで書替継続するときも同様とします。
- (3) 前記3または前記4による継続にあたっては、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

10. (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については次により取扱うほか、この規定記載の他の規定を準用します。

- ① 中間利息定期預金の内容については通帳に記入します。
なお、印鑑はこの取引の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金を期間2年のスーパー定期とともに解約もしくは前記3または前記4によらないで書替継続するとき、または、中間利息定期預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

11. (総合口座定期預金)

この預金を総合口座取引の定期預金として利用する場合は、前記規定のほか福銀総合口座取引規定および福銀総合口座取引規定のおまとめ積立定期預金に関する追加規定により取扱います。

12. (福銀総合口座取引規定のおまとめ積立定期預金に関する追加規定)

- (1) おまとめ積立定期預金通帳には、福銀総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
- (2) おまとめ積立定期預金通帳記載の定期預金を担保とする当座貸越のお取引は、別にお渡しした「総合口座通帳」の普通預金（兼お借入明細）に記載します。
- (3) 福銀総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、おまとめ積立定期預金通帳を含むものとします。
- (4) 普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、当該総合口座取引の定期預金・担保明細を記載しているおまとめ積立定期預金通帳も持参してください。

以 上